

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番1号  
ニューオータニガーデンコート22階  
株式会社フーバーブレイン  
代表取締役 興 水 英 行

## 第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前11時  
(受付開始時刻は午前10時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号  
霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館「牡丹の間」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

報告事項：第19期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項：議案 定款一部変更の件

以 上

45頁に記載の「新型コロナウイルスに関するお知らせ」も必ずご確認ください。

---

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告及び計算書類、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト(<https://www.fuva-brain.co.jp/>)に掲載させていただきます。

---

---

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度における経営環境については、日本国内において、2019年10月からの消費増税による景気減退が懸念され、国外においては、米中間の貿易戦争とそれに伴う中国経済や米国経済の先行き懸念及び英国のEU離脱並びに中東情勢の緊迫化等、問題が深刻化、長期化した場合に世界経済への悪影響が懸念される事象が存在しましたが、当社の事業活動に対する影響はありませんでした。しかし、2020年2月から国内外で感染被害が拡大した新型コロナウイルスの影響により、営業活動が困難となる地域がありました。

日本国内経済については、内閣府が2020年3月に発表した2019年10～12月期の実質GDP成長率（2次速報値）は、前期比-1.8%（年率-7.1%）と5四半期ぶりのマイナスとなりましたが、2019暦年では実質で前年比0.7%増となりました。しかし、2020年2月からの新型コロナウイルスの感染被害が国内外で拡大しており、公益社団法人日本経済研究センターが発表した民間エコノミストによる経済見通し「ESPフォーキャスト」2020年4月調査によれば、2020年1～3月期の実質GDP成長率は前期比-4.31%と、大幅なマイナス成長が予想されております。また、中国国家统计局が2020年4月に発表した2020年1～3月の実質GDP成長率が前期比-6.8%と、四半期の成長率としては記録がある1992年以降、初のマイナス成長となり、新型コロナウイルスによる経済活動停止の影響が大きい結果となっております。

当社の経営環境については、企業規模を問わず企業活動を行ううえで情報機器や情報通信技術（ICT）の活用は必須となっておりますが、情報通信技術（ICT）の発展により情報機器への不正侵入、情報の窃取、破壊、改ざん等の情報セキュリティに関わる攻撃が複雑化し、企業における情報セキュリティへの対応は重要な経営課題の一つとなっております。当社の提供する情報セキュリティソリューションの需要は継続して、高いものと見込まれます。

また、日本国内の企業を取り巻く情勢については、総務省が発表した人口推計（2019年10月確定値）によれば、生産年齢（15～64歳）人口は前年同月比37万9千人減少の7507万2千人となり、総人口に占める割合が2018年の59.7%から59.5%と過去最低を更新しております。

そのような状況において、政府が2017年3月に策定した「働き方改革実行計画」では、柔軟で多様な働き方の整備を推進するとともに多様な働き方の1つとして、優秀な人材を獲得し、継続して働いてもらう土台としてテレワークを挙げており、大規模事業者だけでなく、中小規模事業者の中でも働き方の多様化に取り組む企業は増加していくものと想定されます。2018年6月の「働き方改革関連法案」可決・成立により、2019年4月に各法案が施行され、テレワーク等の多様な働き方を導入・実践するためにも、経営者は、これまで以上に、場所や時間を問わない労働環境下において、情報漏洩対策等の情報管理を強化しつつ、労働生産性の向上を求められるようになりました。大規模事業者から中小規模事業者に至るまで、企業規模を問わず、これらの課題の解決策に対するニーズの裾野は非常に広いものと思われます。

当社は、前事業年度において、現経営体制に移行いたしました。現経営体制のもと、事業方針を、マルウェア対策に代表される狭義のセキュリティ及び情報管理全般においてセキュアな環境を提供する「情報の保護・管理」の視点から、最終ユーザーが、セキュアな環境で管理された情報を経営資源として戦略的に活用する「情報の活用」及び「セキュリティ+α」を強く意識した視点へと転換いたしました。

また、営業面においては、前事業年度までの特定地域への一点集中型の営業展開から、営業活動が手薄であった地域への営業拠点の新規開設によって、営業拠点及び隣接地域への積極的な販路拡大を見据えた面開拓の営業戦略への転換を推進しております。営業拠点を全国4拠点とし、当社の販売代理店への営業支援を強化、新規販売代理店獲得を積極化しております。

当事業年度においては、上記体制のもと、積極的な営業活動が奏功し、既存販売代理店の販売が大幅に増加、さらに、新たに獲得した新規販売代理店の販売実績も増加いたしました。その結果、「アンチマルウェア及び業務管理関連」製品売上高及び「業務管理サーバー」製品売上高が前事業年度と比べ142,689千円、50,654千円とそれぞれ増加いたしました。また、「Webデータベース関連」商品売上高が前事業年度と比べ99,080千円減少いたしました。保守売上高については、「アンチマルウェア及び業務管理関連」製品、「業務管理サーバー」製品及び「Webデータベース関連」商品に係る保守サービスが前事業年度と比べ合計20,055千円増加いたしました。その他の売上高については、「Webデータベース関連」における役務提供等の増加により、前事業年度と比べ合計23,798千円増加いたしました。

しかし、さらなる企業価値向上に向けた組織強化のため、営業及び技術開発部門の計画的な増員の実施に伴い、従業員数が前事業年度末47名に対して、当

事業年度末は54名となり、これに伴い販売費及び一般管理費が増加いたしました。その結果、売上高合計は1,047,508千円（前事業年度比15.2%増）と5期ぶりの過去最高を更新いたしました。営業損益、経常損益及び当期純損益については、営業損失59,005千円（前事業年度は営業利益16,931千円）、経常損失63,994千円（前事業年度は経常利益21,464千円）、当期純損失68,588千円（前事業年度は当期純利益23,153千円）となりました。

また、当事業年度において、2019年7月より働き方改革支援製品「Eye “247” Work Smart（アイ・トゥエンティフォー/セブン ワークスマート）（注1）」の販売を開始、2019年11月よりIoT 機器向けセキュリティ製品「Eye “247” IoT Secure（アイ・トゥエンティフォー/セブン アイオーティ セキュア）（注2）」の実証運用を開始、さらに、デジタルグリッド株式会社との資本業務提携（注3）、株式会社エルテスとのテレワークを推進する製品・サービスに係る業務提携（注4）を行いました。

- (注) 1. 「Eye “247” Work Smart（アイ・トゥエンティフォー/セブン ワークスマート）」は、情報機器における作業状況から従業員の働き方を可視化し、企業の働き方改革を支援します。2019年7月より販売を開始しております。
2. 「Eye “247” IoT Secure（アイ・トゥエンティフォー/セブン アイオーティ セキュア）」の詳細については、2019年8月13日付公表「IoT 向け製品及び新規事業開発に向けた研究開発に関するお知らせ」をご参照ください。
3. デジタルグリッド株式会社との資本業務提携の詳細については、2019年9月17日付公表「デジタルグリッド株式会社との資本業務提携に関するお知らせ」をご参照ください。
4. 株式会社エルテスとの業務提携の詳細については、2020年3月4日付公表「株式会社エルテスとのテレワークを推進する製品・サービスに係る業務提携に関するお知らせ」をご参照ください。

製商品及びサービス別分類の業績を示すと、次の通りとなります。

製商品及びサービス別分類の名称	販売額（千円）	占有率	増減額（千円）	増減率
製品売上高	773,286	73.8%	193,343	33.3%
アンチマルウェア及び業務管理関連	587,234	56.1%	142,689	32.1%
業務管理サーバー	186,051	17.8%	50,654	37.4%
商品売上高	27,470	2.6%	△99,080	△78.3%
Webデータベース関連	27,470	2.6%	△99,080	△78.3%
保守売上高	193,545	18.5%	20,055	11.6%
アンチマルウェア及び業務管理関連、業務管理サーバー（注1）	135,356	12.9%	10,336	8.3%
Webデータベース関連（注2）	58,189	5.6%	9,718	20.1%
その他売上高	53,206	5.1%	23,798	80.9%
Webデータベース関連（注3）	21,287	2.0%	7,934	59.4%
その他	31,918	3.0%	15,864	98.8%
売上高合計	1,047,508	100.0%	138,117	15.2%

- (注) 1. アンチマルウェア及び業務管理関連製品、業務管理サーバー製品に係る保守サービスの売上高であります。なお、アンチマルウェア及び業務管理関連製品、業務管理サーバー製品の保守売上高については、両製品の前事業年度以前の販売に基づく計上が大部分を占めており、保守サービスも同質のものとなるため、当事業年度より統一表記することといたしました。
2. Webデータベース関連商品に係る保守サービスの売上高であります。
3. Webデータベース関連商品に係る付随サービス（役務提供等）の売上高であります。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、12,658千円であります。その主なものは、本社のサーバー及びコンピュータ機器等に9,354千円、大阪オフィスの移転に伴う設備什器に2,863千円であります。なお、設備投資額には、資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 財産及び損益の状況

回次	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高(千円)	609,669	678,613	909,391	1,047,508
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△112,417	△10,819	21,464	△63,994
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△357,685	13,978	23,153	△68,588
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△90.42	3.41	5.49	△16.27
純資産額(千円)	371,590	417,718	450,814	394,302
総資産額(千円)	936,540	1,008,619	1,183,192	1,164,683
1株当たり純資産額(円)	93.93	99.15	104.63	93.54

(注) 当社は、2016年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (6) 対処すべき課題

当社は、当事業年度において、①販路の拡大、②収益構造における製品構成の多様化、③新製品及び新規事業の開発の3つを対処すべき課題と認識のうえ、上記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおり、各取り組みを実行してまいりましたが、営業損益、経常損益及び当期純損益ともに赤字となりました。また、日本国内の情報セキュリティ市場は拡大傾向にあるものの、国内外の競争激化が想定される中であって、安定した収益を確保し、企業価値の向上を図るうえで、翌事業年度においても、同課題を引き続き対処すべき課題と認識し、重点を置いて状況改善に取り組んでまいります。

## ①販路の拡大

当社の主要販路は、販売代理店となる「OA機器販売会社」及び「プログラム製品の提供先である通信機器メーカー」の2つであります。当事業年度における売上高全体において、情報セキュリティ製品にあたる「アンチマルウェア及び業務管理関連」が、引き続き高い占有率を占め、当該製品群の販路においては、特定の販売代理店に依存しております。

当社は、この特定の販売代理店への売上依存解消が対処すべき課題と認識し、前事業年度から継続して、新規販売代理店となるOA機器販売会社の開拓に注力した結果、当事業年度において新たに35社のOA機器販売会社と販売代理店契約を締結いたしました。前事業年度に販売代理店契約を締結したOA機器販売会社を含め、一定の新規販売代理店で販売実績の積み上げを達成いたしました。しかし、特定の販売代理店への売上依存解消には至っておりません。翌事業年度においては、新規販売代理店の営業支援強化により注力し、また、さらなる販路の拡大実現のため、販売代理店開拓を継続してまいります。

当事業年度においては、働き方改革支援製品「Eye“247” Work Smart（ワークスマート）」の販売を開始し、当社からユーザー企業に、クラウド提供・サブスクリプション契約による直接販売を行っております。当事業年度における販売実績は僅少でございますが、新型コロナウイルス対策でもある在宅勤務等のテレワーク推進により、2020年2月以降の間合せが急増しております。これまでの販売代理店を介した販売に加え、当社からの直接販売の強化にも努めてまいります。

さらに、IoT 機器向けセキュリティ製品「Eye“247” IoT Secure（アイオーティ セキュア）」の実証運用を当事業年度に開始いたしました。翌事業年度には、未開拓となるIoT機器メーカー等新たな販路獲得にも努めてまいります。

## ②収益構造における製品構成の多様化

上記①のとおり、当事業年度の売上高全体において、情報セキュリティ製品にあたる「アンチマルウェア及び業務管理関連」製品売上高が高い占有率を占め、業績は当該製品群の実績に左右される状況にあります。また、当該製品群の販売先となるユーザー企業の大部分が中小規模事業者であります。

当社は、販路の拡大と同様に収益構造における製品種別構成及びユーザー企業規模層の多様化も対処すべき課題と認識しております。前事業年度からの「情報の保護・管理」から「情報の活用」及び「セキュリティ+α」への事業方針のもと、製品種別構成の多様化のため、「働き方改革」需要の取り込みに向けた販売代理店への営業展開を継続し、前事業年度に引き続き、業務効率向

上並びに労働生産性向上に貢献する「業務管理サーバー」製品群の販売増を実現いたしました。しかし、前事業年度において、販売・保守チームをネットワークセキュリティ事業部として独立した組織体制とした「Webデータベース関連」商品については、前事業年度に比べ78.3%の販売減少となり、収益構造における製品種別構成の多様化についても、販路の拡大同様、なお不十分な状態であります。

翌事業年度においては、製品種別構成の多様化の実現に向けて、引き続き「業務管理サーバー」製品群の販売強化に注力し、「Webデータベース関連」商品については営業戦略の見直しを行います。また、当事業年度に販売を開始した働き方改革支援製品「Eye “247” Work Smart（ワークスマート）」の販売強化、実証運用を開始したIoT 機器向けセキュリティ製品「Eye “247” IoT Secure（アイオーティ セキュア）」の販売手法の確立に向けて、未開拓となるIoT機器メーカー等新たな販路獲得にも努めてまいります。

ユーザー企業規模層の多様化については、働き方改革支援製品「Eye “247” Work Smart（ワークスマート）」が、新型コロナウイルス対策でもある在宅勤務等のテレワーク推進に向けて、中大規模事業者からの問い合わせも増加しております。「Eye “247” Work Smart（ワークスマート）」の販売強化によって、既存製品群では手薄でありました中大規模事業者等、新たなユーザー企業層の獲得に努めてまいります。

### ③新製品及び新規事業の開発

当社は自社開発技術として、「マルウェア対策技術」、「情報機器業務ログ監視・分析技術」、「データ回復／暗号化技術」を有し、当該技術を組み込んだソフトウェア製品を取引先から仕入れたルーター製品やサーバー製品等に実装したセット製品並びに通信機器メーカー等のセキュリティ機器製造販売ベンダー向けにプログラム製品として販売しており、当社収益の大部分を占めております。

当社は、新たな収益源の獲得のため、上記既存技術を基盤とする新製品の企画・開発並びに「情報の保護・管理」から「情報の活用」及び「セキュリティ＋α」への事業方針に則った新技術及び新規事業の開発も対処すべき課題と認識しております。

当事業年度においては、働き方改革支援製品「Eye “247” Work Smart（ワークスマート）」をクラウド提供・サブスクリプション契約によりユーザー企業への直接販売を開始いたしました。また、IoT機器のセキュリティ強化と集中管理を可能とする「Eye “247” IoT Secure（アイオーティ セキュア）」をIoT及



びAIの分野において知見と実績を持つ株式会社ビズライト・テクノロジーと協働して、実証運用を開始いたしました。

新規事業開発に向けては、電力融通サービスの展開を目指すデジタルグリッド株式会社との資本業務提携を行い、株式会社エルテスとのテレワークを推進する製品・サービスに係る業務提携を行いました。当社が有しないサービスや当社単独ではアプローチできない事業領域への展開は、他社との提携等によって図ってまいります。

また、2020年1月には、今後の研究・開発及びM&Aを含む資本業務提携に向けた資金調達のため、第三者割当による新株予約権を発行いたしました（注）。

翌事業年度においても、新製品の企画・開発に努め、さらに、新技術の獲得及び新規事業の開発に向けた業務提携並びにM&A等の資本提携等、手段・方法を限定することなく、取り組んでまいります。

(注) 第三者割当による新株予約権の詳細については、2020年1月10日付公表「第三者割当により発行される第11回新株予約権の募集に関するお知らせ」及び2020年1月27日付公表「第三者割当による第11回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ」をご参照ください。

## (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社が提供する情報セキュリティソリューションは、情報通信技術 (ICT) を悪用した外部からのマルウェア攻撃に対する防御の提供と企業の内部関係者による情報データベースへの不正アクセス、情報漏洩等を防止する対策に加え、業務状況の可視化による業務効率改善並びに働き方改革の支援であり、下記の4種の主要製商品区分から成り立っております。

### ①セット製品

当社の自社開発技術は、「マルウェア対策技術」「情報機器業務ログ監視・分析技術」「データ回復/暗号化技術」の3つであります。

当社は、マルウェア対策技術からなるマルウェア対策製品「EX AntiMalware v7」、情報機器業務ログ監視・分析技術からなる情報機器業務ログ監視・分析製品「PasoLog」及びデータ回復/暗号化技術からなるデータ回復/暗号化製品「OfficeCrypt」の各ソフトウェア製品を取引先から仕入れたルーター製品やサーバー製品等へ実装し、セット製品 (注1) として販売しております。

なお、当社は、主要販売先であるOA機器販売会社等に対して「自社ブランド製品」及び「ODM製品」の2種類のセット製品を販売しております。

自社ブランド製品は、当社が自ら企画・開発を行い、当社名で販売する製品を指します。一方、ODM製品は、販売先の企画もしくは販売先との共同企画に基づいて開発し、販売先名で販売する製品を指します。

### ②プログラム製品

当社は、より多くの中小規模事業者へ製品を提供するために、販売形態をセット製品に限定せず、マルウェア対策製品「EX AntiMalware v7」及び情報機器業務ログ監視・分析製品「PasoLog」をプログラム製品 (注2) として、通信機器メーカー等のセキュリティ機器製造販売ベンダーに販売しております。

また、情報機器業務ログ監視・分析技術を応用並びに発展させた働き方改革支援製品「Eye “247” Work Smart (アイ・トゥエンティフォー/セブン ワークスマート)」をクラウド提供、サブスクリプション契約により、OA機器販売会社やセキュリティ機器製造販売ベンダーに対してのみならず、ユーザー企業への直接販売も行っております。

### ③Web・データベースセキュリティ商品

当社は、米国の政府機関並びに多くの海外金融機関にWeb・データベースソリューションを提供している米国Imperva, Inc.の商品であるSecureSphereを国内の大規模事業者、金融機関及び官公庁向けに販売及び保守を行っております。

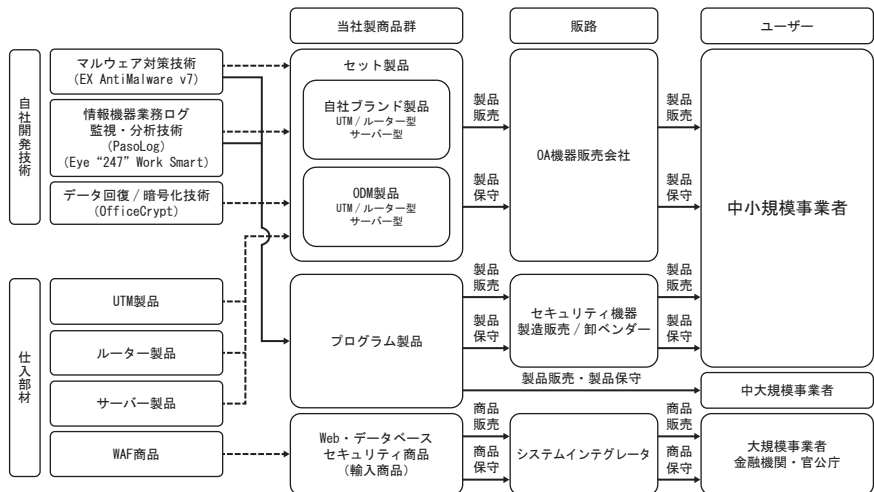
当商品は、外部からの不正侵入を防止するWAF（Webアプリケーションファイアウォール）機能並びに社内のデータベース及びファイルを監査する情報機器業務管理機能を搭載しております。

### ④保守サービス

当社製品の保守サポートにつきましては、販売代理店が1次対応を行います。販売代理店で対応できない案件については、当社の技術開発部門がサポートの対応をいたします。また、SecureSphereの保守サービスについては、当社が1次対応し、当社が対応できない案件については、Imperva, Inc.に問い合わせ対応しております。

- (注) 1. 当社では、セット製品について、「特定の用途向けに開発された専用のサーバーもしくはルーターにセキュリティソフトをインストールもしくはバンドルし、販売する製品」と定義しております。
2. 当社では、プログラム製品について、「自社開発の製品をプログラム（ソフトウェア）として、セキュリティ機器製造販売ベンダー等に対して販売する製品」と定義しております。

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



(8) 主要な事業所及び使用人の状況 (2020年3月31日現在)

①主要な事業所

名	称	所	在	地
本社		東京都	千代田区	
大阪オフィス		大阪府	大阪市	
新潟オフィス		新潟県	新潟市	
福岡オフィス		福岡県	福岡市	

②使用人の状況

使用人数	前事業年度 末比増減	平均年齢	平均勤続 年数
53 (1) 名	7名増 (-)	42.1歳	4.0年

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除く) であり、臨時従業員は ( ) 内に外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
(株) りそな銀行	30,000千円
(株) 三井住友銀行	20,000千円

(10) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は財務基盤の強化を理由に内部留保の確保を優先してきたため、設立以来現在に至るまで配当の実施は見送ってまいりましたが、株主に対する利益還元は重要な課題と考えております。今後の配当の基本方針としては、事業の効率化と事業拡大のための投資を行い、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案した上で、株主に対して安定した配当を実施していくこととしております。内部留保資金につきましては、事業の拡大と経営基盤の強化を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定でおります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針とし、決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

①会計監査人の監査報告書受領後に生じた重要な後発事象

2020年5月19日から同年5月25日までの間、第11回新株予約権の行使による払込みを受けた結果、資本金及び資本準備金がそれぞれ111,446千円増加いたしました。また、当該新株予約権は、一部が未行使であるため、株主総会当日までにさらに払込みを受ける可能性があります。

②2019年9月17日付、デジタルグリッド株式会社との間で、資本提携及び同社が展開する電力プラットフォームに係る包括的なセキュリティ分野における業務提携を行いました。

③新型コロナウイルス感染症拡大の当社に対する影響について

2020年2月から新型コロナウイルス感染症が国内にて拡大し、当社の当事業年度における事業活動に対しては、一部地域において営業活動が停滞する影響がありました。一方、当社が2019年7月から販売を開始しております働き方改革支援製品「Eye “247” Work Smart (ワークスマート)」に対しては、新型

コロナウイルス対策としての在宅勤務等のテレワークを緊急で推進する企業からの問い合わせが急増する動きがありました。

翌事業年度においては、2020年4月7日から同年5月6日までの緊急事態宣言が7都府県にて発せられ、より積極的な外出自粛と企業に対する出勤者7割削減が要請されました。その後、緊急事態宣言は国内全47都道府県へと拡大され、緊急事態宣言の期間が2020年5月7日から同年5月31日まで延長されました。一方、同年5月14日以降、緊急事態宣言は、地域ごとに段階的に解除されておりますが、今なお、新型コロナウイルス感染症拡大及び当事業等のリスクは拭えておりません。

そのような状況において、当社の新型コロナウイルス対策、緊急事態宣言による外出自粛や出勤者7割削減の対応として、使用人の安全及び出来得る限り事業活動が著しく停滞することのないよう配慮し対応しております。技術開発関連部門は原則テレワーク勤務とし、製品開発等が滞ることがないように対応しております。当社製商品の出荷体制においては、出社対応者を制限しつつも、著しい出荷遅延等は発生しておりません。営業活動については、販売代理店やユーザー企業とのコンタクトについて、WEB会議システム等の活用により、販売代理店への営業支援とユーザー企業への製品提案を可能な範囲で実施しております。

しかし、新型コロナウイルスの収束が見通せず、長期化する場合には、下記事由による当社の事業及び業績への影響が想定されます。

イ. 当社及び販売代理店の営業活動のさらなる制限

ロ. 当社が仕入れるUTM製品やルーター製品及びサーバー製品の生産が滞り、品薄状態による仕入コスト増、仕入難、製造コスト増及び当社製品の出荷停止

ハ. ユーザー企業の購買意欲の低減

なお、上記は2020年5月25日現在において想定されるものであり、状況の変化によって、他の事項が発生する可能性があります。

## 2. 株式会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 15,000,000株

（注）2019年6月25日開催の第18回定時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、同日付で、発行可能株式総数を10,000,000株から15,000,000株に変更しております。

（2）発行済株式の総数 4,551,200株（自己株式336,063株を含む）

（3）当事業年度末の株主数 2,036名

（4）大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社MCホールディングス	306,800株	7.28%
いずみキャピタル株式会社	297,800株	7.07%
蛭 間 久 季	210,000株	4.98%
今 泉 長 男	190,600株	4.52%
永 野 祐 司	180,000株	4.27%
有 限 会 社 ホ ワ イ ト オ ウ ル	120,500株	2.86%
村 上 拓 也	120,000株	2.85%
株 式 会 社 S B I 証 券	95,500株	2.27%
楽 天 証 券 株 式 会 社	87,300株	2.07%
株式会社K T H O L D I N G S	80,000株	1.90%

（注）1. 当社は自己株式を336,063株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

#### ストック・オプション（新株予約権） 第10-B回新株予約権

項 目		内 容
発行決議日		2018年9月14日
新株予約権の数（注）1		2,920個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式 292,000株
新株予約権の行使時の払込金額		1,600円
新株予約権の行使期間		自2018年10月10日 至2028年10月9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 1,623円（注）2 資本組入額 812円
新株予約権の行使の条件		（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
役員 の 保 有 状 況	取締役（社外取締役を除く）（注）1	新株予約権の数 2,570個 目的となる株式数 257,000株 保有者数 5名
	社外取締役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
	監査役	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名

(注) 1. 取締役1名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2. ①本新株予約権の行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日の前営業日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値



(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の105%に修正される(1円未満の端数を切り上げる。以下「修正後行使価額」という。)。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。なお、修正後行使価額は、当該修正日の翌日から適用されるものとする。

- ②上記(注)2①に関わらず、2019年3月期から2028年3月期のいずれかの期における当社の営業利益の額が5億円を超過した場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記(注)2①による修正は行わないものとする。なお、本項における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書)における営業利益の数値を用いるものとし、本新株予約権に限らず、新株予約権より株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、当社が適用する会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。なお、本号による行使価額修正は当該有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。
  - ③新株予約権の帳簿価額23円を加算している。
3. ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者は、当社の通期決算または第2四半期に係る決算短信の公表日の4営業日後に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、上記(注)2②に伴う行使価額の修正が行われた場合には、この限りではない。
  - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
  - ⑥その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価とし使用人等に対し交付した新株予約権の  
状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

2020年1月10日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権

項 目	内 容
発行決議日	2020年1月10日
新株予約権の総数	10,490個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,049,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり1,160円
新株予約権の払込期日	2020年1月27日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき96,600円
新株予約権の行使期間	自2020年1月27日 至2023年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	ドリーム10号投資事業有限責任組合

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	輿 水 英 行	株式会社フォンティス 代表取締役社長 いずみキャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社パルマ 社外監査役
専務取締役	八 田 孝 弘	品質保証部部长 技術開発部門管掌 株式会社アルネッツ 代表取締役社長
専務取締役	板 橋 啓 成	営業部門管掌
取 締 役	石 井 雅 之	管理部管掌
取 締 役	渡 邊 輝 明	社長室室長 ネットワークセキュリティ事業部管掌
取 締 役	酒 井 学 雄	株式会社スプレnderコンサルティング 代表取締役社長
常勤監査役	日 景 智 久	
監 査 役	金 子 望 美	株式会社Gleam&Grace 代表取締役社長
監 査 役	香 取 正 康	株式会社香取マネジメントコンサルティング 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役酒井学雄氏は社外取締役であります。
2. 監査役日景智久氏及び金子望美氏は社外監査役であります。
3. 金子望美氏は経営コンサルタントとして豊富な経験を有し、加えて、米国公認会計士試験合格者でもあることから財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当事業年度中の役員の異動
- (1) 就任  
2019年6月25日開催の第18回定時株主総会において、新たに渡邊輝明氏が取締役、日景智久氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任  
2019年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉田修氏及び監査役今泉長男氏は、任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、社外取締役酒井学雄氏及び社外監査役日景智久氏並びに金子望美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ておりません。
6. 当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針についての特段の定めはありませんが、独立性に関しては、東京証券取引所が定める基準を参考にしており、経営の独立性を確保していると認識しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社が定款に基づいて締結した責任限定契約は、以下のとおりであります。

当社と社外取締役酒井学雄氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

社外取締役酒井学雄氏及び各監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	44,840千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	7,600千円 (6,400千円)
合 計 (うち社外役員)	11名 (4名)	52,440千円 (7,600千円)

- (注) 1. 上表には、2019年6月25日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役吉田修及び監査役今泉長男氏(うち社外監査役1名)を含んでおります。
2. 2017年3月31日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しており、役員退職慰労金は支給していません。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第14回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	酒 井 学 雄	株式会社スプレnderコンサルティング 代表取締役社長
社 外 監 査 役	日 景 智 久	
社 外 監 査 役	金 子 望 美	株式会社Gleam&Grace 代表取締役社長

(注) 上記重要な兼職を有しておりますが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席 及 び 発 言 状 況
社 外 取 締 役	酒 井 学 雄	当事業年度に開催された取締役会には、17回の全てに出席し、複数のIT企業の代表取締役社長を務め、IT技術及びIT企業の経営方法について、豊富な経験・見識を有しており、主に営業推進の観点から、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	日 景 智 久	2019年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会には、13回の全てに、また、監査役会には、14回の全てに出席し、幅広い業務経験と内部統制並びにコンプライアンスに軸足を置いたマネジメントの豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	金 子 望 美	当事業年度に開催された取締役会には、17回の全てに、また、監査役会には、18回の全てに出席し、経営コンサルタント及び米国公認会計士試験合格者の専門家の立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について、必要な発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

清流監査法人

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に対する監査役会等の同意理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提出いたします。

### (5) 責任限定契約に関する事項

責任限定契約は締結しておりません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(2020年3月31日現在)

当社は、2019年10月23日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を一部改定する決議をいたしました。主な改定内容は、関連諸規程の改訂及び組織体制の変更等に伴う体制、担当部門及び担当等の一部変更であります。改定後の概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 企業理念に基づく企業行動規範等を制定し、コンプライアンス担当役員が実施する社内教育によって、全社的にこれを徹底させるとともに、健全な職務執行が行える環境を整備いたします。
- ロ. 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その実行について問題があれば、取締役会等の重要な会議に報告し、該当部門の教育を求めて適正に業務執行を行います。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役の職務の執行に係る情報及び重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程等に基づき、適切に記録し、保存及び管理いたします。また、取締役及び監査役が、常時これらの記録を閲覧できるようにいたします。
- ロ. 代表取締役に任命された取締役が責任者として、この任務にあたるものといたします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の整備を図るため、リスク・危機管理を行う担当役員を置き、当社の災害、事故等への対応をリスク・危機管理規程等に定め、危機発生時の迅速かつ適切な対応が可能な仕組みの構築、維持及び向上を図ります。
- ロ. 各部門長等は、自部門において管理する恒常リスクとその対応策及び対応状況を、経営会議の場において報告し、リスク・危機管理担当役員は、リスク・危機管理規程に基づき、適宜、リスク・危機管理の実態について調査及び評価を実施し、取締役会に報告するとともに必要に応じて対策を協議いたします。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は経営に関する重要な事項の意思決定を行うとともに、取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、取締役の職



務執行及び業務執行を監督いたします。

ロ．取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を置き、独立性が高い場合は独立役員として明示いたします。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項イ．監査役が監査役会の職務を補助する要員を要請した場合、直ちに人選を行います。

ロ．監査役会の職務を補助する要員についての任命、異動、評価、進級等の人事権にかかわる事項の決定について、監査役の事前の承認を受けます。

⑥ 監査役への報告の体制

イ．代表取締役及び業務執行を行う取締役は、取締役会等の重要会議において、随時業務執行の状況報告を行います。また、代表取締役は、監査役と協議のうえ監査役への報告事項を定める等、監査役への報告体制の整備を図ります。

ロ．監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときは、いつでも当社の取締役及び使用人に報告を求めることができます。

ハ．監査役は、経営会議に出席し、恒常リスクとその対応策及び対応状況を共有、監査役会は、コンプライアンスに係る事案の報告及び内部通報につきコンプライアンス担当役員からの報告を受ける体制としております。また、コンプライアンス担当役員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役会に報告することとしています。

ニ．上記の報告をした者は、当該報告をしたことを理由として一切の不利益な扱いを受けないものとしています。

⑦ 監査にかかる費用負担の方針

会社は、監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担いたします。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役会の定めた年度監査基本計画の提示を受け、監査役会と連携をとりながら、各部門の監査が実効的に実施できる体制の整備に努めることとしています。

⑨ 反社会的勢力排除の方針

企業倫理に関する方針において、反社会的勢力の排除を行い、反社会的勢力といかなる利益供与、取引その他の関係を持つてはならないことを方針の一つとして掲げています。また、対応部門である管理部を中心として、警察を含む外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集などを行い、会社内での周知・注意喚起などを図ります。

(2) 体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を5回開催し、法令及び定款その他の各種規程に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行いました。

② リスク・危機管理体制

経営会議において、各部門長等からリスク・危機管理状況を共有し、必要に応じて、リスク・管理担当役員が取締役会等の重要な会議で、実態把握とともに改善内容を固めて実施することとしました。

③ コンプライアンス体制

全役員員に対してコンプライアンス研修を実施し理解を深めるよう取り組みました。また、適宜、社内メールで法令遵守の周知を図りました。

④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役は、取締役、内部監査を担当する内部監査室その他の使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他体制

全社に係るリスク・危機に関しては、リスク・危機管理規程を遵守しリスク等発生を事前に防止できる体制の構築を行いました。

⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を築いております。

- ⑦ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 企業理念に基づく企業行動規範を制定し、社内教育の実施によって全社的にこれを徹底させるとともに、健全な職務執行が行える環境を整備しております。
- ロ. 組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を遵守し、その実行について問題があれば代表取締役及び取締役等に報告し、該当部門の教育を求めて適正に業務執行を行いました。

## 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	812,377	<b>流 動 負 債</b>	348,329
現金及び預金	622,906	買掛金	53,982
受取手形	19,059	短期借入金	50,000
売掛金	95,283	未払金	20,230
原材料及び貯蔵品	27,066	未払費用	17,236
前払費用	40,774	未払法人税等	5,610
その他	7,287	前受金	177,037
<b>固 定 資 産</b>	352,305	預り金	4,328
<b>有 形 固 定 資 産</b>	84,440	その他	19,904
建物	65,879	<b>固 定 負 債</b>	422,051
工具、器具及び備品	18,561	繰延税金負債	2,142
<b>無 形 固 定 資 産</b>	814	退職給付引当金	23,752
ソフトウェア	814	資産除去債務	18,408
<b>投資その他の資産</b>	267,050	長期前受金	350,254
投資有価証券	119,999	その他	27,494
長期前払費用	41,260	<b>負 債 合 計</b>	<b>770,380</b>
敷金	83,651	<b>純 資 産 の 部</b>	
その他	22,139	<b>株 主 資 本</b>	372,427
		資 本 金	283,880
		資 本 剰 余 金	204,163
		資 本 準 備 金	203,880
		その他資本剰余金	283
		利 益 剰 余 金	△102,574
		その他利益剰余金	△102,574
		繰越利益剰余金	△102,574
		自 己 株 式	△13,041
		<b>新 株 予 約 権</b>	21,874
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>394,302</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>1,164,683</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>1,164,683</b>

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,047,508
売 上 原 価		502,867
売 上 総 利 益		544,640
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		603,646
営 業 損 失 ( △ )		△59,005
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	17	
有 価 証 券 利 息	300	
保 険 配 当 金	253	
雑 収 入	34	605
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	464	
為 替 差 損	515	
株 式 交 付 費	4,614	5,594
経 常 損 失 ( △ )		△63,994
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	92	92
税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△63,902
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,328	
法 人 税 等 調 整 額	3,357	4,686
当 期 純 損 失 ( △ )		△68,588

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	283,880	203,880	283	204,163	△33,985	△33,985
当期変動額						
当期純損失(△)					△68,588	△68,588
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	△68,588	△68,588
当期末残高	283,880	203,880	283	204,163	△102,574	△102,574

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△13,041	441,016	9,798	450,814
当期変動額				
当期純損失(△)		△68,588		△68,588
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			12,076	12,076
当期変動額合計	—	△68,588	12,076	△56,512
当期末残高	△13,041	372,427	21,874	394,302

## 個別注記表

### I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ①原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

###### ②貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### (2) 無形固定資産

ソフトウェア

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を償却することにしております。

##### (3) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

### 3. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (2) 退職給付引当金

簡便法を採用し、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額を計上しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) ヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を行うことにしております。

##### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、ヘッジ対象…外貨建金銭債務

##### ③ヘッジ方針

社内規程に基づき為替変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を状況に応じ利用することにしております。

##### ④ヘッジ有効性の評価方法

為替予約については、ヘッジ対象と同一通貨建てによる同一金額で同一日の為替予約を振当てており、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているため、有効性の判定は省略しております。

#### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## II 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。



### Ⅲ 貸借対照表に関する注記

#### 1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 42,314千円

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	200,000千円
借入実行残高	50,000千円
差引額	150,000千円

### Ⅳ 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

### Ⅴ 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	4,551,200株	—	—	4,551,200株
合 計	4,551,200株	—	—	4,551,200株

#### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	336,063株	—	—	336,063株
合 計	336,063株	—	—	336,063株

#### 3. 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権	普通株式	1,477,000株

(注) 第10-A回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していないため、上表には含んでおりません。

## VI 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

投資有価証券評価損	61,576千円
退職給付引当金	7,272千円
減損損失	524千円
税務上の繰越欠損金（注）	51,796千円
その他	8,745千円
繰延税金資産小計	129,916千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△51,596千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△75,221千円
評価性引当額小計	△126,817千円
繰延税金資産合計	3,099千円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△5,241千円
繰延税金負債合計	△5,241千円
繰延税金資産（負債）純額	△2,142千円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の 繰越欠損 金 (注) 1	—	—	—	—	—	51,796	51,796
評価性引 当額	—	—	—	—	—	△51,596	△51,596
繰延税金 資産	—	—	—	—	—	199	(注) 2 199

（注）1. 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 税務上の繰越欠損金51,796千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産199千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度における法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失を計上したため記載しておりません。

## VII リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## VIII 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び増資（新株予約権を含む）による方針であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、日本国内の販売先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は業務上の関係を有する企業等の株式であり、発行体（取引先企業）の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。一部、外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建の債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とする為替予約であります。なお、ヘッジ会計に係るヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「5.（2）ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に基づき管理部において、販売先の信用判定を基本契約締結時に行うとともに、随時販売先の信用状況の把握に努めております。デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

外貨建の金銭債務の為替変動リスクについては、必要に応じて為替予約取引及び外貨預金を利用してヘッジしております。

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従い実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、適切な手元流動性を確保すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）2. を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	622,906	622,906	—
(2) 売掛金	95,283	95,283	—
資産計	718,189	718,189	—
(1) 買掛金	53,982	53,982	—
(2) 短期借入金	50,000	50,000	—
負債計	103,982	103,982	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額  
(単位：千円)

区 分	2020年3月31日
敷金	83,651

敷金は、市場価格がなく、償還予定時期を合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	622,906	—	—	—
売掛金	95,283	—	—	—
合計	718,189	—	—	—

4. 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	50,000	—	—	—	—	—
合計	50,000	—	—	—	—	—

IX 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の 名称又は 氏名	議決権等 の所有(被所有) の割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (千円) (注)3	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社 アルネッ ツ (注)1	—	業務委託 (注)2	開発業務 委託	18,227	未払金	2,750

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 株式会社アルネッツは、当社専務取締役八田孝弘が代表取締役を務め、同氏が同社の議決権を83.6%を所有する会社であります。
2. 業務委託については、他の取引と同様に当社の算定価格に基づき、市場価格を勘案し、個別交渉にて決定しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

X 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

93円54銭

2. 1株当たり当期純損失(△)

△16円27銭

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社フーバーブレイン

取締役会 御中

清流監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 加 悦 正 史 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 安 田 裕 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フーバーブレインの2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ

る。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えることと合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められてい



る。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査しました。
  - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、また意見を述べました。
  - ②全ての稟議書類、契約書及び取締役会議事録等を閲覧しました。
  - ③代表取締役社長とは定期的に面談し経営に関する意見等を聴取しました。
  - ④その他の全取締役と面談し意思疎通を図り、意見等を聴取しました。
  - ⑤社外取締役及び内部監査人と定期的に意見交換、情報の共有に努めました。
  - ⑥特定経費及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について確認しました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその業務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 重要な後発事象

事業報告「1. 株式会社の現況に関する事項 (11) その他株式会社の現況に関する重要な事項」に記載されております。

2020年5月25日

株式会社フーバーブレイン 監査役会

常勤監査役 日 景 智 久 ⑩  
(社外監査役)

社外監査役 金 子 望 美 ⑩

監 査 役 香 取 正 康 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について事業目的の文言の見直しを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（目的） 第2条 （条文省略） （1）～（2）（条文省略） （3）各種保険代理店業 （4）～（7）（条文省略）	（目的） 第2条 （現行どおり） （1）～（2）（現行どおり） （3） <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> （4）～（7）（現行どおり）

以上

株主の皆様へ

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げます。また、罹患された皆様及びそのご関係者様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、医療関係者をはじめとする感染防止にご尽力されている皆様に心より感謝申し上げます。

依然、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染防止にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、事前に書面（郵送）により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討ください。

また、新型コロナウイルス感染予防及び感染拡大防止のため、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。さらに、本株主総会会場では、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

以上





